

大津市感染症予防計画に基づく 取組について

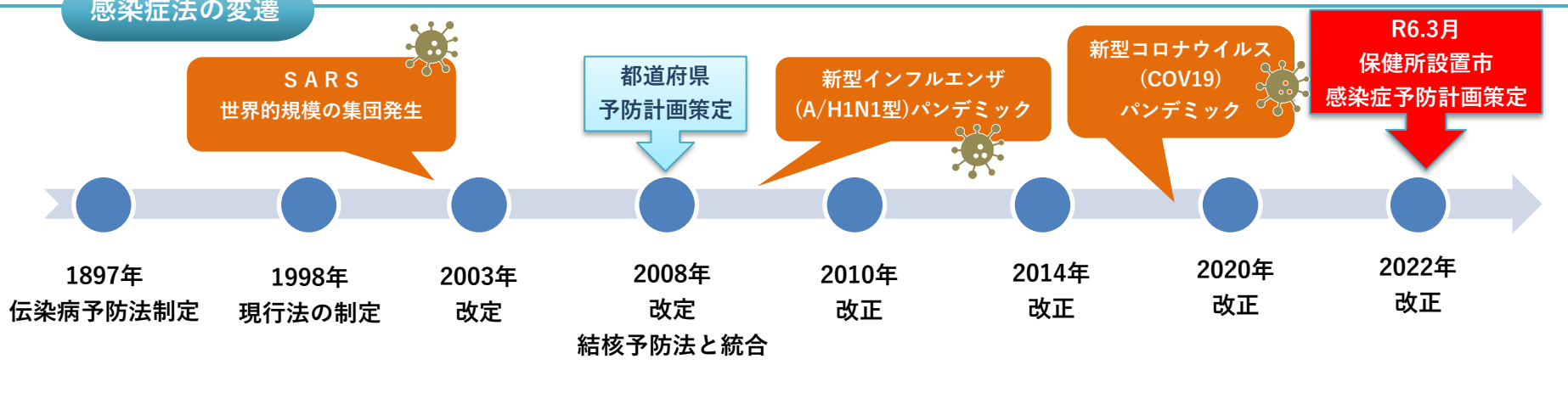
令和6年9月17日
健康保険部保健所保健予防課

目次

1. 計画の位置づけ	・・・P 3
2. 計画の概要	・・・P 5
3. 令和6年度の実施	・・・P 7

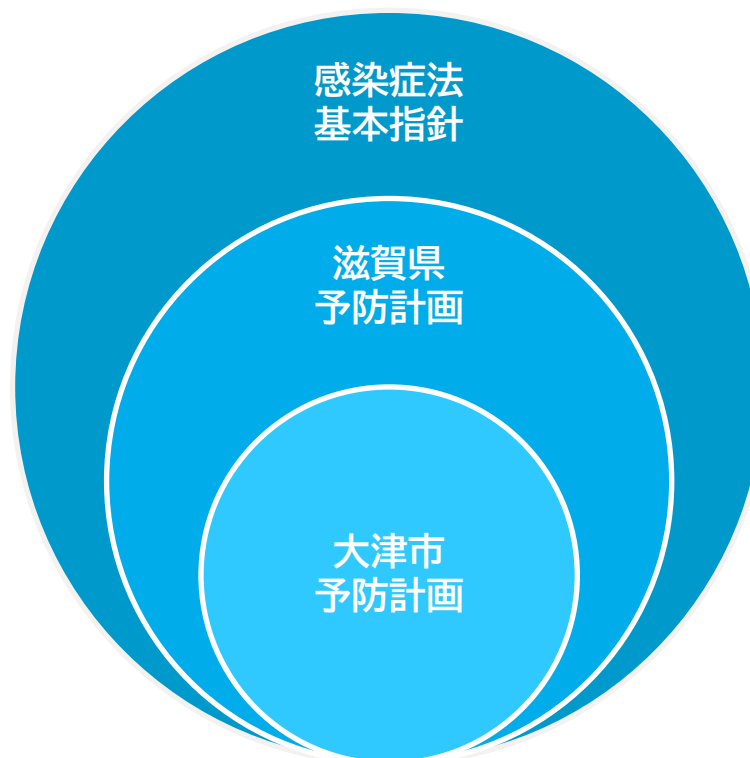
1.計画の位置づけ

感染症法の変遷



新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布された。その中で保健所設置市への予防計画の策定が義務づけられ、令和6年3月に大津市感染症予防計画を策定した。

1.計画の位置づけ



<参考> 感染症法第10条(予防計画)第14項

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

2. 計画の概要

計画の目的

平時(感染症対応時以外)

- ・ 関係機関との連携
- ・ 保健所や検査等の体制強化
- ・ ICT化の推進

感染症対応時

- ・ 感染症対応人員の受入
- ・ 関係機関との迅速な連携
- ・ 滋賀県との業務の一元化
- ・ 保健所機能の維持

新興感染症への迅速な対応

2. 計画の概要

計画の構成

- 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策
- 第3 感染症の病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
- 第4 検査実施体制及び検査能力の向上
- 第5 感染症患者の移送体制の確保
- 第6 検査体制の確保等に係る目標
- 第7 宿泊施設に関する事項
- 第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
- 第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重
- 第10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
- 第11 保健所の体制の確保
- 第12 緊急時における感染症の発生及びまん延の防止等の対応
- 第13 その他予防に関する重要事項

3. 令和6年度の取組

(1) 移送体制の確保に関するもの(計画 第5)

- 感染症患者等の移送協力に関する協定（令和6年8月末現在の協定締結状況）
 - 民間救急事業者 2事業者
 - タクシー事業者 **市内3事業者**を含む11事業者
 - 介護タクシー事業者 **市内2事業者**を含む11事業者
- 大津市消防局との感染症患者等の移送協力に関する協定(令和6年3月締結)

(2) 検査体制の確保に関するもの(計画 第6)

- 検査措置協定（令和6年8月末現在の協定締結状況）
 - 民間検査事業者 4事業者

(3) 保健所の体制の確保に関するもの(計画 第11)

- 全庁応援体制 感染症業務支援隊(**30名**)に辞令交付(令和6年5月24日)
30名全員が感染症対応に関する研修を受講済み
- 医療専門職 保健師等専門職 **83名**を保健予防課兼務

3. 令和6年度の取組

研修・訓練の実施状況は11月通常会議で報告

職員・関係機関等の研修(計画 第10)

- 職員対象
- 医療従事者対象
- 社会福祉施設職員対象
- 保育・教育施設職員対象
- 市民対象

感染症有事を想定した実践的な訓練(計画 第10)

- 滋賀県・市立大津市民病院との共催で訓練を計画中